

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	ページ
規則	
高知県庁舎管理規則の一部を改正する規則	1
告示	
○高知県私立学校審議会委員の任命 (私学・大学支援課)	1
○国土調査の指定 (土地対策課)	1
○道路の区域変更 (道路安全利用課)	1
○道路の供用開始 (")	1
○2年以内に事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	1
○建築基準法による道の指定 (")	1
公告	
○土地改良区の役員の就退任 (耕地課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 (")	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	2
規則	
高知県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成16年 5月25日	
高知県知事 橋本 大二郎	
高知県規則第70号	
高知県庁舎管理規則の一部を改正する規則	
高知県庁舎管理規則 (平成 5 年 4 月 1 日規則第29号) の一部を次のように改正する。	
第 7 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。 (7) 許可なく道路交通法第 2 条第 9 号の自動車 (二輪の車を除く。) を庁舎内に乗り入れること。	
第11条に次の 1 項を加える。	
4 庁舎管理責任者及び第 4 条第 3 項の庁舎管理者の指定する職員がその職務を遂行することができないときは、室管理者又は第 5 条第 4 項の室管理者の指定する職員は、その管理する室内において第 7 条に掲げる行為を行う者のうち正常な執務又は平穏な執務環境の維持を妨げると認められるものに対して、庁舎内からの退去を命ずることができる。	
附 則	

この規則は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

告 示

高知県告示第397号

次の者を平成16年 5 月15日付けで高知県私立学校審議会委員に任命した。

平成16年 5 月25日

高知県知事 橋本 大二郎

氏 名 住 所

池 上 武 雄 高知市本宮町61

石 川 侑 高知市永国寺町 1 - 43/ハイツ永国寺502号

高 地 弘 泰 吾川郡伊野町天王南四丁目13 - 11

土 居 正 明 高知市上本宮町55

佐 竹 茂 市 高知市南万々106

三 谷 英 子 南国市岡豊町八幡721

高知県告示第398号

高岡郡窪川町における地籍調査について、国土調査法 (昭和26 年法律180号) 第 6 条第 3 項の規定により、国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 5 月25日

高知県知事 橋本 大二郎

1 指定の年月日 平成16年 5 月25日

2 調査を行う者の名称 窪川町

3 調査地域 高岡郡窪川町床鍋の一部

4 調査期間 平成16年 5 月25日から平成17年 3 月31日まで

高知県告示第399号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成16年 5 月25日から 2 週間高知県土木部道路安全利用課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 5 月25日

高知県知事 橋本 大二郎

区 間	新旧 の別	敷 地 の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	----------	---------------------	---------------

目次中 印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。
定 価 1 部 1 月 3,700円 (郵送料を含みます。)

高知市介良字池ノ丸丙1309番2地先から 高知市介良字池ノ丸丙1298番2地先まで	新	9.60 } 13.60	43.00
	旧	11.80 } 14.80	43.00

高知県告示第400号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成16年 5 月25日から 2 週間高知県土木部道路安全利用課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 5 月25日

高知県知事 橋本 大二郎

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 栗山大洋

3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市介良字池ノ丸丙1309番2地先から 高知市介良字池ノ丸丙1298番2地先まで	43.00	平成16年 5 月25日

高知県告示第401号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 4 号の規定により、道路法 (昭和27年法律第180号) による新設の事業計画のある道路で、 2 年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成16年 5 月25日

高知県知事 橋本 大二郎

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美郡夜須町出口字田ノ下198番1	香美郡夜須町出口字田ノ下186番	4.00 } 9.10	77.00

高知県告示第402号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項の規定により指定する。

平成16年 5 月25日

高知県知事 橋本 大二郎

幡多郡大方町入野字下坊1102番地先から上坊6173番地先に至る延長90メートルの道

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、高知市大津田辺島丸土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成16年 5 月25日

高知県知事 橋本 大二郎

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	徳弘 淳志	高知市大津 乙2282
〃	大崎 臣一	〃 〃 乙2253 - 1
〃	田處 幸稔	〃 高須本町 12 - 1
〃	山本 祥二	〃 大津 乙2104
〃	坂本 賢一	〃 〃 乙2203
〃	古田 辰雄	〃 〃 乙2261 - 1
〃	西田 豊	〃 〃 乙2324 - 1
〃	高橋 正治	〃 高須新木 3 - 32
監事	徳弘 隆男	〃 大津 乙2097 - 1
〃	徳弘 榮敏	〃 〃 乙2245
(就任)		
理事	大崎 昭雄	高知市大津 乙2050 - 1
〃	大崎 臣一	〃 〃 乙2253 - 1
〃	田處 幸稔	〃 高須本町 12 - 1
〃	山本 祥二	〃 大津 乙2104
〃	徳弘 榮敏	〃 〃 乙2245
〃	古田 辰雄	〃 〃 乙2261 - 1
〃	西田 豊	〃 〃 乙2324 - 1
〃	小松 幸雄	〃 高須新町 2 - 1 - 23
〃	高橋 正治	〃 〃 新木 3 - 32
監事	徳弘 淳志	高知市大津 乙2282
〃	徳弘 治市	〃 〃 乙2077

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、高知市大津田辺島丸土地改良区の定款の変更を平成16年 5 月10日に認可した。

平成16年 5 月25日

高知県知事 橋本 大二郎

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成16年 5 月25日

高知県知事 橋本 大二郎

許 可 番 号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成16年 4 月 12日 16高都計第 7 号	(2 工区) 南国市上野田字東竹ク 口320 - 1 ほか	南国市大堀乙894 - 1 南国市農業協同組 合 代表理事組合 長 佐々木 武男